



平成 28 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 安 楽 亭
代 表 者 名 代表取締役社長 柳 時 機
(コード番号 7562 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 安部 一夫
(T E L 048-859-0555)

単元株式数の変更及び株式併合並びに
これらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 38 期定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更（単元株式数の変更等）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと致しました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更致します。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの株価の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことと致しました。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 8,000 万株から 800 万株に変更することと致します。

(2) 併合の内容

- | | |
|-------------|---|
| ① 併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 併合の割合 | 平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名 |

簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合致します。

③ 併合後の発行可能株式総数

8,000,000株（併合前：80,000,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成28年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	21,504,347株
併合により減少する株式の数	19,353,913株
併合後の発行済株式総数	2,150,434株

⑤ 併合により減少する株主数

（平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。）

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	87名（1.11%）	113株（0.00%）
10株以上	7,735名（98.88%）	21,504,234株（100.00%）
合計	7,822名（100.00%）	21,504,347株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様87名（その所有株式の合計は113株。平成28年3月31日現在）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることと致します。

3. 定款の一部変更

(1) 提案の理由

① 第1号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、単元株式数を1,000株から100株に変更するための定款の一部を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。（変更後の定款案第8条、附則）

② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等を除く取締役及びすべての監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、この法改正の趣旨及び内容を踏まえ、責任限定契約に関する当社定款の一部を変更するものです。なお、定款第29条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。（変更後の定款案第29条第2項及び第38条第2項）。

(2) 変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款を対照すると、次のとおりとなります。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
第2章 株式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第2章 株式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第29条 (略) ② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第29条 (同左) ② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および取締役会 (監査役の責任免除) 第38条 (略) ② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第5章 監査役および取締役会 (監査役の責任免除) 第38条 (同左) ② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></u> ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	<u>(附則)</u> <u>第8条の効力発生日は、平成28年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

4. 主要日程

(1)

平成28年5月17日	取締役会(株主総会招集決議)
平成28年6月29日(予定)	第38期定時株主総会
平成28年10月1日(予定)	8,000,000株(併合前:80,000,000株) 単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(株式併合後の100株)にて行われることとなります。

(2)

平成28年6月29日(予定)	第38期定時株主総会
平成28年6月29日(予定)	責任限定契約に関する定款変更の効力発生日

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的はなんですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことと致しました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成28年5月17日 取締役会（株主総会招集決議）

平成28年6月29日 第38期定時株主総会

平成28年9月28日 *当社株式の売買単位が100株に変更

平成28年10月1日 *単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

平成28年11月上旬 *株主様へ株式割当通知発送

平成28年12月上旬 *端数処分代金の支払開始

* 平成28年6月29日に開催予定の定時株主総会において、株主の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 3. 株主併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株主併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるためです。

【株式併合前後での株式数・資産価値イメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	450円	450,000円		100株	4,500円	450,000円

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールはQ 2. のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端株株式相当分
例1	2,000株	2個		200株	2個	なし
例2	1,200株	1個		120株	1個	なし
例3	555株	なし		55株	なし	0.5株
例4	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用できます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株主優待制度は、どうなるのでしょうか。

A 7. 当社の株主優待制度につきましては、制度の変更はありません。次のとおりとなります。

★株主ご優待券（制度の変更なし）

項目	所有株式数基準		
	平成28年3月末日付の株主名簿に記載	平成28年9月末日付の株主名簿に記載	平成29年3月末日付の株主名簿に記載
	(単元株変更・併合前)	(単元株変更・併合前)	(単元株変更・併合後)
13,000円（税込）相当の株主ご優待券1冊（500円券を26枚）及び20%割引券を6枚（3月、9月の年2回）	1,000株以上	1,000株以上	100株以上
26,000円（税込）相当の株主ご優待券（13,000円相当の株主ご優待券2冊）及び20%割引券を12枚（3月、9月の年2回）	2,000株以上	2,000株以上	200株以上

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-232-711（通話料無料）

受付時間：9時から17時まで（土日、祝日などを除く）

以上